

(イ) 全逓信現業員總動員の意圖の下に全國に署名運動を取る事  
(ロ) 獲得週間制定する事

(ハ) 他省現業員と共同闘争

一、陸、海軍、商工、農林、專賣局、印刷局、其他に共同闘争提議  
一、帝國議會内に於て社民代議士を通じ議會闘争を行はしむること

五、年末首並夏期繁忙手当増額要求の件 (五件一括案)

提案 世田谷(三) 東京鐵道  
大森、落合  
説明 落合支部

理由

夏期並に年末首期に於ける繁忙の程度は今更説明の要がない程である、酷熱の下に暑中見舞や中元贈答の郵便物を、又世はトノ氣分に浸る正月不眠不休の年賀郵便の處理に當る劇務に對する手当の増額等の報勞施への改善増額を要求せんとするものである。

實行方法

大會決議を以つて當局に要求する事

六、雇員の雇上制度確立の件

理由

吾々鐵道郵便局に於ては、業務の關係上、欠勤者を生じたる場合は、當然に受く可き、休暇を停止し以つて欠員を補充する、爲めに従事員の勞務は加重され従事員の保健を害し又事務能率を減退せしむる故に雇員の雇上制度を確立し、休暇日に對する勞務報勞の適正を期す可く當局に要求せんとするものである。

實行方法

新役員一任

七、鐵道郵便局乗務員乗務手当支給並に旅費一割減額復活の件

提出並説明 東京鐵道郵便局支部

理由

吾々鐵道郵便局従事員は一般郵便局従事員と異り、危険率多き汽車に乗務して居るのである。鐵道省に於ても汽車乗務者には危険手当を支給して居る、逓信省も該制度を即時制定すべきである、又昨年九月鐵道船舶旅費を他の旅費と同一に一割を減額したのであるが、一般職員の旅費と同一に扱ふ事は鐵道従事員の特別事情を無視せるものであり、又減額の理由とされる物價の低落は、もと／＼低率なる此の旅費減額の理由にはならない。前項乗務手当制定と旅費減額復活を當局に要求せんとするものである。

實行方法

大會決議を以つて當局に要求し有効なる運動方法を以つて其の實現を期する事

八、病氣欠勤手当當日數延長に關する件

理由

提出並説明 赤坂支部